

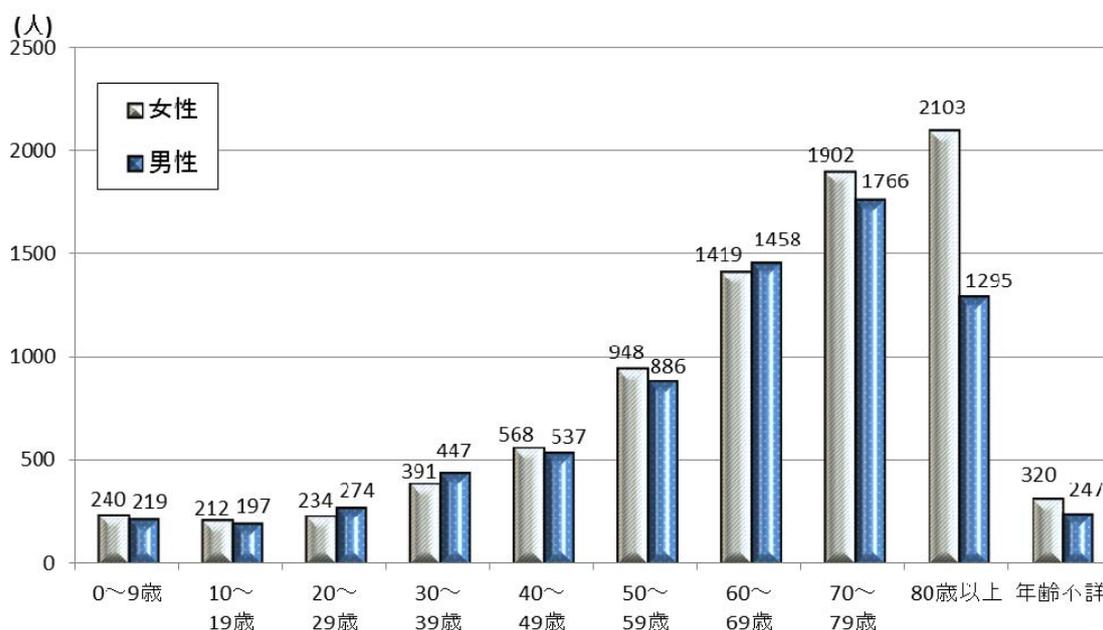
参考人として、大滝精一東北大学大学院経済学研究科長・教授・特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター代表理事及び池田昌弘東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長・特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長から意見を聴取した後、質疑を行ったところである。

3. 東日本大震災の被災地の状況と復興に向けた取組の概要

(1) 被災地の状況

東日本大震災による被害は、警察庁緊急災害警備本部広報資料（12月15日）によれば、死者15,842人、行方不明者3,481人、全壊家屋126,244戸、半壊家屋227,683戸等と甚大な状況にある。

図1 東日本大震災による性別・年齢構成別死者数（岩手県、宮城県、福島県）



注：警察において性別の確認された方を対象として、年齢区分に応じて集計した。

出所：警察庁緊急災害警備本部平成23年12月15日発表資料より筆者作成

また、東日本大震災復興対策本部事務局によると、避難所生活者については、震災1週間後の時点で386,739名に達していたが、12月1日時点で公民館、学校等の避難所生活者は704名、旅館・ホテル494名、親類・知人宅等17,238名に減少している。一方、公営住宅・応急仮設住宅・民間賃貸住宅・病院等に入居している避難者数は、全国で314,255名となっている。なお、自県外に避難等している者の数は、福島第一原子力発電所事故の影響を受けた福島県から59,464名、宮城県から8,603名、岩手県から1,536名となっている¹。

二次避難状況を戸数で見ると、入居済又は入居決定戸数ベースで、応急仮設住宅52,120戸（12月12日現在）、国の宿舎等9,641戸（12月5日現在）、公営住宅等7,909戸（12月

5日現在)、民間賃貸住宅の借上げ 64,783 戸 (12月6日現在)、合計 134,453 戸となっている²。

(2) 復興に向けた取組

復興に向けて予算面、法律面の様々な取組がなされているが、その主要なものを時系列で示すと以下のとおりである。

5月2日 平成23年度第一次補正予算成立 (4兆153億円)

5月2日 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律公布・施行

6月24日 東日本大震災復興基本法公布・施行

6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」公表

7月25日 平成23年度第二次補正予算成立 (1兆9,988億円)

7月29日 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」決定

11月21日 平成23年度第三次補正予算成立 (12兆1,025億円)

国・地方公共団体による被災地への職員派遣人員は、国家公務員 (11月21日時点暫定値) のべ63,600名程度、地方公務員 (一般職) (10月1日時点) のべ73,802名、警察 (広域緊急援助隊等) (集計期間: 3月11日～12月2日) のべ約801,300名、消防 (緊急消防援助隊) (派遣期間: 3月11日～6月6日 (88日間) 速報値) のべ104,093名、自衛隊 (12月5日現在) のべ約10,650千名等とされている³。

財団法人都道府県会館における被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金は、11月30日9時現在時点で、申請件数202,809件、支給件数196,936件、支給金額は1,775億7,412万5千円となっている⁴。

(3) 被災地におけるボランティア活動の状況

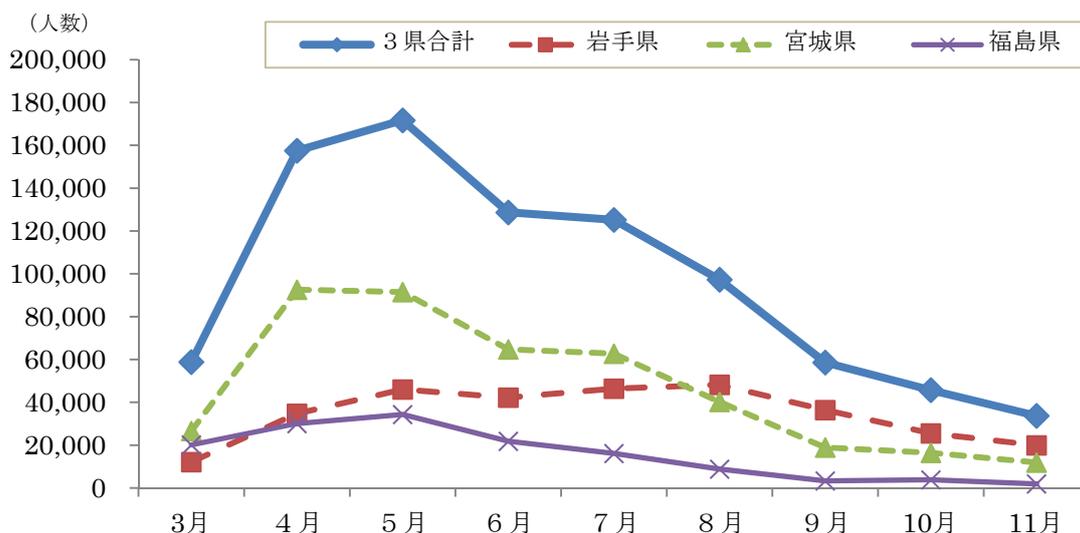
東日本大震災復興対策本部事務局資料⁵によると、被災3県において、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録したボランティア総数は、11月30日の時点で、計863,400人 (岩手県310,600人、宮城県423,700名、福島県129,200人) であり、その他、同センターに登録を行わずにNPO、NGO等の団体を通じ独自に活動するボランティアも多数存在している。

同資料においては、ボランティアは、泥やガレキの撤去、家屋や河川、海岸の片付け、避難所における炊き出し等を実施するとともに、被災地の実態把握や、行政サービスの届きにくい細かなニーズへの迅速な対応に大きな役割を果たしているとしている。そして、今後の見通しとして、仮設住宅のコミュニティづくり支援や心のケア、復興まちづくりへの参画・協力等の新たなニーズに対応し、地元のNPO等の団体を中心とした長期に及ぶきめ細かな活動と、地域の行政との密接な連携が求められるとしている。

なお、同資料において、NPOと行政の連携については、NPO、NGO等の団体、社協、国、自治体等による連絡会議が開催され、具体的課題についての連携 (宮城県や同県

気仙沼市岩手県に拡大の動き)、地元のNPOネットワークが県の委託を受けて仮設住宅の周辺環境調査の実施(岩手県宮城県に拡大の動き)あるいは仮設住宅でのコミュニティづくり支援等の事業の実施(福島県、仙台市)等の取組がなされているとしている。

図2 災害ボランティアセンターで受け付けたボランティア活動者数の推移
(全国社会福祉協議会調べ)



注：平成23年12月4日までの集計

出所：全国社会福祉協議会・全国ボランティア・市民活動振興センター発表資料より筆者作成

4. 共生の視点からの地域再生に関する国の方針・施策の概要

(1) 震災直後の取組

震災発生後の国の子ども、女性、高齢者、障害者等に対する関係省庁の支援の取組として、女性警察官等による避難所の訪問、子どもの心のケアのための臨床心理士等の派遣・支援、女性のための相談窓口の設置、女性や高齢者、障害者等の災害弱者に配慮した避難所の運営の依頼、高齢者に対する介護職員の派遣、保健師等による在宅高齢者、障害者等の訪問、被災者の心のケア等のための相談サービスの提供等がなされている⁶。

(2) 東日本大震災復興基本法

平成23年6月に成立した東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)においては、第二条の東日本大震災からの復興の基本理念において、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」、「国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと」等が掲げられ、「安全な地域づくりを進めるための施策」、「雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策」とともに「地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するた

めの施策」が推進されるべきことが示されている。

(3) 東日本大震災復興構想会議提言

6月25日に示された東日本大震災復興構想会議の「復興への提言～悲惨のなかの希望～」においては、共生の視点として以下の内容等の提言がなされている。

- ① 「復興事業の担い手や合意形成プロセス」については、「地域住民のニーズを尊重するため、住民の意見をとりまとめ、行政に反映するシステム作りが不可欠」であり、「住民意見の集約にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の意見についても、これを適切に反映させ、また将来世代にも十分配慮しなければならぬ。」
- ② 「地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備」については、「若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用を被災地において確保し、地域の絆をより深める効果が期待される。」
- ③ 「産業振興による本格的雇用の創出」については、被災地では「老若男女そろって働くことが自然であるような就労体制」「高齢者がその能力を発揮し続ける生涯現役の雇用システム」が見られ、「そうした全員参加型、世代継承型の雇用復興を図ることも期待される。」
- ④ 「地域包括ケアと社会的包摂の推進」について、「これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要」であり、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない。」

(4) 東日本大震災からの復興の基本方針

東日本大震災復興対策本部の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）においては、以下の内容等が規定されている。

- ① 「基本的考え方」について、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。」
- ② 「災害に強い地域づくり」について、「高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。」また、「まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める」こと等
- ③ 「地域における暮らしの再生」について、「地域包括ケア」の体制を整備するための基盤整備に際して、「高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。」また、「被災地や避難先における、不安や偏見に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか、女性の悩み相談を実施する。」
- ④ 「雇用対策」について、「若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域

で確保する」とともに、「女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。」

- ⑤ 「農業」について、「農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。」

5. 岩手・宮城・福島の県市町村における共生の視点からの方針・施策

(1) 岩手県、宮城県及び福島県の復興計画・復興ビジョン

岩手県は、平成23年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」を、宮城県は同年10月に「宮城県震災復興計画」を、また、福島県は同年8月に「福島県復興ビジョン」を策定している。これらの計画等において、共生の視点に関しては、以下の内容の方針・施策が示されている。

ア 岩手県東日本大震災津波復興計画

「岩手県東日本大震災津波復興計画」では、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」の三つの原則の下で、「地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める」こととしている。その下で、地域コミュニティの再生・活発化について、地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援、NPOや企業等が主体となって取り組む復興活動の支援、高齢者や障がい者等に対する災害時支援体制づくりの推進、障がい者の就労の支援を行うとしている。また、伝統的な民俗芸能の復興支援等も行うとしている。

生活・雇用についても、「内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する」としている。

イ 宮城県震災復興計画

「宮城県震災復興計画」では、その基本的考え方として「復興活動は、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が互いに手を携え、共に歩んでいくという連携・共助の精神を共有し、「絆」という人と人との結びつきを核として取り組んでいく必要」があるとしている。地域コミュニティの再構築については、「応急仮設住宅に住民同士の交流の場となるコミュニティスペースを設けるほか、復興支援センターの設置や復興支援員の配置を図り、地域コミュニティの絆を深めるための幅広い支援を継続」し、また、「地域の伝統文化行事の再開支援によるコミュニティの再生や地域力を醸成する新たなコミュニティづくりを支援」するとしている。

ウ 福島県復興ビジョン

「福島県復興ビジョン」では、地震、津波、原子力発電所事故により「地域によっては、避難生活の長期化が懸念されている」中で「人間の幸福にとって、コミュニティ（地域）の存在は欠かすことはできない」とし、「県は、地域をつなぐ活動を支援するとと

もに、男女が共に参画し、子ども、障がい者、高齢者等、あらゆる人々が住みやすいコミュニティを目指す」としている。

避難住民については、居住環境の整備、コミュニティの確保の支援、NPOなど公共的な活動を行う団体による支援活動、地域の自治会などによる住民自治組織形成の支援、避難住民が県内各地で事業を再開・起業することを希望する場合の円滑な実施の支援等を行うとしている。また、ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくりについては、高齢者と地域住民が交流できる場を設けるほか、高齢者が集まる住宅地域やサービス施設を整備するなど、高齢者等を支えるまちづくりの支援や、ユニバーサルデザインにも配慮しつつ、すべての県民が互いに思いやりをもって暮らすことのできる社会づくりの推進を行うほか、各種のにぎわいづくりや共助の精神の醸成を促進する取組を行うとしている。

(2) 市町村の復興計画

各市町村においても復興に向けた計画の策定が進められている。復興計画等が策定された市町村では、以下の例のように共生の視点からの取組も記載されている。

ア 岩手県宮古市

平成23年10月に策定された「宮古市東日本大震災復興計画」においては、「すまいと暮らしの再建」に当たり「地域コミュニティの強化・再生」を行うとし、周辺自治組織や宮古市社会福祉協議会と連携した応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援、地域の実情に即したコミュニティ再構築の取組への支援、地域活動団体への支援、活動を担うリーダーの育成等を行うとしている。

イ 岩手県大船渡市

同年10月に策定された「大船渡市復興計画」においては、「被災者主体・市民主体による市民総参加の復興を積極的に推進」するとし、市民参加の議論の下に目指すべきまちの姿を「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」としている。

そして、市民生活の復興に関する目標を「市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつく」とし、公営住宅の整備、住宅の高台移転等の新たな居住環境において人と地域のつながりが保てるよう配慮するとともに、地域全体で高齢者や障がい者、子どもたちを支え合うやさしいまちづくりに取り組むとしている。また、防災町づくりについては、「自分たちのまちは、自分たちで守る」との視点に立ち、自主防災組織やボランティア組織の育成・強化を支援するとしている。

ウ 宮城県気仙沼市

同年10月に策定された「気仙沼市震災復興計画」において、「計画の柱と取組方向」の中に「地域コミュニティの充実と市民等との協働の推進」が掲げられた。

コミュニティの形成支援については、応急仮設住宅における福祉関係者、NPOやNGO、地域の若い方々とも連携した高齢者やこども、障害者への見守りや声掛け、生活相談などの包括的、多面的なサポートの仕組みづくり、津波被害の恐れがない地域への

集団移転、公営住宅整備に当たっての各地域のコミュニティへの配慮等が掲げられている。

また、市民等との協働の推進については、市民（自治組織）・NPO・NGO・企業等とのネットワークづくり、各団体の活動のコーディネート、ボランティア団体の支援拠点の確保の支援、NPO等の提案についての情報の収集、データベース化、復興活動を行っている市民がまちづくりを議論する場（まちづくり懇談会）の設置、まちづくり会社の設立及び運営の支援を行うとしている。

エ 宮城県女川町

同年9月に策定された「女川町復興計画」においては、復興方針の中に「こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるための「心身ともに健康なまちづくり《保健・医療・福祉》」と「町の発展を支えるための「心豊かな人づくり《人材育成》」」を掲げ、高齢者、障害者等の生活環境に応じた町民の自立した生活の支援やボランティア、各種団体との交流の促進等の施策を行うこととしている。

オ 福島県相馬市

同年6月に「相馬市復興計画（ver. 1.1）」が策定され、基本理念の中で「今後、応急仮設住宅から恒久的住宅に移り、被災者が自立した生活を営むことができるように、「高齢者、子供、青壮年層がそれぞれの人生のステージで、生活再建をどのように果たしていくか」を念頭に置いて、ソフト事業を展開」していくこととしている。

6. 被災地における共生・共助による地域再生の具体的取組例

（1）避難所における共生への取組

震災直後の避難所の設計、運営に当たっての好事例については、内閣府男女共同参画局から以下の事例が紹介されている⁷。

- ① 避難所に「女性専用スペース」を設置し、地元の女性団体のグループがボランティアで運営した事例
- ② 被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用した事例
- ③ 女性や子育てに配慮し、乳幼児のいる家庭だけが滞在する部屋、女性専用の物干場や男女別の入浴所・更衣室を設置した事例
- ④ 避難所内で毎日女性リーダー会議を実施すること等により、女性のニーズ等を反映した避難所の運営を行った事例

（2）市町村の共生への取組例

被災を受けた各市町村では、復興計画を策定中の自治体も含めて、災害弱者等に向けて以下の例にあるように様々な取組を行っている。

ア 岩手県

釜石市では、過去の震災の事例を踏まえ、入居者の孤立を防ぎ乳幼児から老人まで数世代が暮らす一つの街をつくる視点に立ち、バリアフリーの「ケアゾーン」、「子育て

ゾーン」等の複数の地区からなる「コミュニティーケア型」仮設住宅が建設されている⁸。

宮古市では、被災者の生活ぶりを再確認するため市内に 62 か所ある仮設住宅の全約 2,000 戸の訪問を実施している⁹。

イ 宮城県

気仙沼市では、仮設住宅の地域コミュニティ形成のため、6月中旬からボランティア団体の協力を得て「仮設住宅夕食懇談会」を開催している。

石巻市では、仮設住宅の入居者の通勤や高校生の通学、買物、病院通いの通行手段として活用してもらうため、9月から循環バスを運行している。

山元町では、10月に仮設住宅の集会所に併設する地域サポートセンターがオープンし、仮設住宅の中高齢の単身者等の孤独死、身体機能の低下を防ぐための支援員による相談支援や地域住民等の交流の場の確保、配食サービス等の提供を行っている¹⁰。

ウ 福島県

相馬市では、仮設住宅を出た被災者を受け入れる災害公営住宅のうち、高齢者世帯向けアパートにおいて、共同の食事スペースや住人が集う「井戸端エリア」を設けることとしている¹¹。

(3) ボランティア等の取組

ボランティア、NPOの被災地での取組としては、以下のような事例がある。

ア 遠野まごころネット（遠野被災地支援ボランティア）

震災後、遠野市民を中心に結成。被災した沿岸地域から移動距離が1時間という遠野市の地理的条件を活かし、被災地とボランティアのための後方支援基地として、全国各地からのボランティアや支援物資等を受け付け、ボランティア派遣、支援物資運搬等の被災地直接支援活動を行う。

あわせて、「まごころ広場」（食堂等避難生活の支援サービス提供、芸能人慰問、郷土芸能公演等による癒しの提供等）、「ネットワーク活用によるなりわい創出」（静岡県ボランティア協会との連携で、伊豆の海藻等の海産物の提供を受け、大槌町の住民が選別加工し商品化する試み等）、「復〔耕〕支援」（冠水した農地や耕作放棄地等の再耕の支援）等幅広い活動を実施している¹²。

イ 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて

被災者（女性）を雇用し、岩手県野田村、宮古市、大槌町の3か所で、主に仮設住宅に住む高齢者のための買物代行を行いながら安否確認や自殺予防を目指す「芽でるカー」というプロジェクトを実施している¹³。また、「東日本大震災女性の心のケアホットライン・いわて」を開設し、被災者、支援者の悩みについてフリーダイヤルで相談を受け付けている¹⁴。

ウ 石巻復興支援ネットワーク

石巻市の母親が中心となり、子ども向け、街づくりに関連したイベントの企画（子どもたちによる1万本のミサンガ作りの支援、シンポジウム企画）、仮設住宅内での孤独

死、自殺、DV等を防止するためのコミュニティ形成支援（お茶会、ミニ居酒屋、手芸教室、マッサージ）やいきがい仕事の創出（集会場で簡単にできる手仕事の提供等）、外部の支援団体と地域をつなぐ現地コーディネーター、マッチング等を行っている¹⁵。

エ 特定非営利法人NPOカタリバ

東北復興事業として、宮城県女川町の小学校を借り、教育委員会等の後援を受け、震災により学習環境が十分と言えない児童生徒に対する放課後の学習支援を行う「女川向学館」を7月より開校している¹⁶。さらに、12月には岩手県大槌町で2校目「大槌臨学舎」を開校した¹⁷。

(4) 資金面での新たな支援の取組の例

地方自治体、NPO等により、国民各層から幅広く資金提供を受け、復興に役立てる取組も、以下の例のように行われている。

① 岩手県においては、東日本大震災により親を失った子どもたちが社会に出るまでに必要な「暮らし」と「まなび」に要する資金を援助する「いわての学び希望基金」を設置し、10月31日現在の寄附の申出件数は3,175件、寄附金額は約20億4,200万円に達している¹⁸。

② 岩手県においては公益財団法人ヤマト福祉財団「東日本大震災生活・産業基盤復興再生募金」からの助成金を受けた「水産加工事業者生産回復支援事業」を実施し、計107の事業者に総額16億円を助成することを決定している¹⁹。

なお、ヤマトホールディングス株式会社は、東日本大震災の復興に向けた支援として、ヤマトグループ全体で、岩手県、宮城県、福島県への「救援物資輸送協力隊」の設置、公益財団法人ヤマト福祉財団を通じた「被災地の生活・産業基盤の復興と再生支援への寄附」の実施、グループ社員一人一人による復興支援活動の推進を行っている²⁰。

③ 宮城県においては、地域主導の自律的な復興とまちづくりの実現のために、6月20日に一般財団法人地域創造基金みやぎ（通称：さなぶりファンド）が設立され、各種団体、企業、個人等からの寄附、拠出を受けて、地域の地縁組織、NPO等に助成・融資等を行う活動を開始している²¹。

7. おわりに

東日本大震災からの被災地の再生・復興は、我が国の共生社会、地域活性化を考える上でも、重く大きな課題を提示している。被災地の活力ある再生のためには、「東日本大震災復興構想会議」の提言にも述べられたように地域コミュニティの内外をつなぎ、人と人をつなぐ共生の視点を欠かすことができない。被災地の再生においては、これまで調査会で議論されてきた住民の参加・協力、世代間や業界の枠を超えた協働、女性の活躍の場、地域資源をいかした産業創造、弱者の居場所と出番を用意する社会包摂等の実現に努めていくことが求められ、実際に、本稿において概説したように様々な取組が行われている。

調査会は、1年目の中間報告において「地方の疲弊は国力の衰弱をも招くことから、地

域の特色をいかして住民が一体となり、主体的に活性化に取り組んでいくことが大切である。」としている。東日本大震災からの復興においては、活力ある共生・共助の地域社会・まちづくりという視点に立ち、被災地域のみならず、全国各地からの支援、協力が今後とも結集されること、その結果として、再生した被災地が、我が国の共生社会、地域活性化のモデルとなっていくことを希望したい。

-
- ¹ 東日本大震災復興対策本部資料（平成23年12月7日）
 - ² 東日本復興対策本部事務局資料「二次被害の状況」（平成23年12月12日）〈<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2011/09/000047.html>〉
 - ³ 東日本大震災復興対策本部事務局「被災地域の復旧の状況等（データ編） 4 国・地方公共団体による被災地域への職員派遣の状況」（平成23年12月5日）東日本復興対策本部HP 〈<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20111205data.pdf>〉
 - ⁴ 東日本大震災復興対策本部事務局「被災地域の復旧の状況等（データ編） 7 被災者生活再建支援金の支給実績について」（平成23年12月5日）東日本復興対策本部HP
なお、支給実績には振込手続きを終えている12月1日、5日支給分を含む。
 - ⁵ 東日本大震災復興対策本部事務局「被災地域の復旧の状況等（データ編） 11 ボランティア活動の状況①」（平成23年12月5日）東日本復興対策本部HP
 - ⁶ 内閣府男女共同参画局「被災者の多様なニーズに対応した支援について」（平成23年11月30日現在）〈http://www.gender.go.jp/pdf2/needs_20111130_nounder.pdf〉
 - ⁷ 内閣府男女共同参画局「東日本大震災における女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例」（平成23年5月23日時点）〈http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_13.pdf〉
 - ⁸ 『岩手日報』（平23.10.24）
 - ⁹ 『岩手日報』（平23.10.18）
 - ¹⁰ 宮城県各市の取組は、東日本大震災復興構想会議第13回宮城県提出資料による。
 - ¹¹ 『朝日新聞』（平23.8.1）
 - ¹² 遠野まごころネットHP〈<http://tonomagokoro.net/>〉
 - ¹³ 東日本大震災支援全国ネットワーク「支援事例集（2011年11月30日）」『「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）現地会議 in 宮城」（平成23年12月2日）配付資料』〈http://www.jpn-civil.net/docfiles/111202_genchikaigi_miyagi_shiryoku.pdf〉
 - ¹⁴ 特定非営利活動法人参画プランニング・いわてHP〈<http://www.sankaku-npo.jp/>〉
 - ¹⁵ 石巻復興支援ネットワークHP〈<http://yappesu.jimdo.com/>〉
 - ¹⁶ 7月は準備開校、8月に本開校した。現在、約200名の児童生徒が勉強している。コラボ・スクールHP 〈http://www.collabo-school.net/?page_id=13〉
 - ¹⁷ 12月は仮開校、1月に本開校を予定する。今年度は受験生である中学3年生を対象とする。コラボ・スクールHP 〈http://www.collabo-school.net/?page_id=1202〉
 - ¹⁸ 東日本大震災復興構想会議第13回岩手県提出資料
 - ¹⁹ 岩手県HP〈<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=35463>〉。ちなみに、応募事業件数111件、事業総額21億9,275件。さらに、同募金の助成を受けた「水産業共同利用施設復旧支援事業」についても県内12の漁業協同組合に対する総額3億9千万円の助成が決定している。
 - ²⁰ ヤマトホールディングス株式会社HP 〈http://www.yamato-hd.co.jp/news/h23/h23_03_01news.html〉
 - ²¹ 一般財団法人地域創造基金みやぎHP 〈<https://sites.google.com/site/sanaburifund/>〉
〈http://www.gender.go.jp/pdf/saigai_22.pdf〉